

伊佐市封筒類広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業等の活性化及び市の財政収入の確保を図るため、市が作成する封筒類（以下「封筒類」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 封筒類に掲載できる広告は、市の封筒類としての品位を損なわないもので市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (9) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告を掲載する封筒類)

第3条 広告を掲載する封筒類は、市が通信用として使用する角形2号（大封筒）、長形3号（中封筒）、長形40号（小封筒）とする。ただし、その他の広告掲載可能な封筒類については、必要に応じて市長が定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は、封筒類の裏面を使用し、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める枠数を上限とする。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 角形2号（大封筒） | 4枠 |
| (2) 長形3号（中封筒） | 2枠 |
| (3) 長形40号（小封筒） | 2枠 |
| (4) 前条ただし書に規定する封筒類 | 前各号を基準として定める枠 |

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める規格を上限とする。ただし、第10条第2項に規定する複数枠を使用する場合のほか、広告の効果的表現上必要と認める場合は、この限りでない。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 角形2号（大封筒） | 1枠の大きさ縦6cm、横20cm |
|---------------|------------------|

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (2) 長形 3 号 (中封筒) | 1 枠の大きさ縦 8.5cm、横 10 cm |
| (3) 長形 40 号 (小封筒) | 1 枠の大きさ縦 6.5 cm、横 9 cm |
| (4) 第 3 条ただし書に規定する封筒類 | 前各号を基準として定める規格 |
- (広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、次の各号に掲げる封筒類に応じ、それぞれ当該各号に定める 1 枠当たりの額に、募集した封筒類の作成枚数及び消費税を乗じて得た金額とする。ただし、第 10 条第 2 項に規定する複数枠を使用した場合は、当該枠数に応じた金額とする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 角形 2 号 (大封筒) | 1 枠当たり 2 円 |
| (2) 長形 3 号 (中封筒) | 1 枠当たり 2 円 |
| (3) 長形 40 号 (小封筒) | 1 枠当たり 2 円 |
| (4) 第 3 条ただし書に規定する封筒類 | 前各号を基準として定める金額 |
- (広告の印刷色)

第 7 条 広告の印刷色は、市が指定する色の一色刷りとする。

(広告の掲載期間)

第 8 条 広告の掲載期間は、広告を募集した封筒類の使用が終了するときまでとする。

(広告の募集)

第 9 条 広告の募集は、広報紙及び伊佐市ホームページにより行う。

(広告の申込み)

第 10 条 広告の掲載を希望する者は、伊佐市封筒類広告掲載申込書 (別記様式第 1 号) に広告案等を添付して、市長の指定する期間内に申し込むものとする。

2 申込み者は、複数枠の申込みをすることができるものとする。

(広告掲載の決定等)

第 11 条 市長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、伊佐市封筒類広告掲載決定通知書 (別記様式第 2 号) により申込者に通知するものとする。

2 広告の申込みが第 4 条の掲載枠数を超えたときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 市の封筒類に掲載する広告であることを考慮し、公共性及び地域性の内容の高い広告及び広告主を優先する。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、申込み順位による。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第 12 条 申込者は、広告掲載決定後、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなっ

たときは、この限りでない。

(申込者の責任等)

第 14 条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 広告の原稿は、申込者が作成し、市が指定する期日までに、市が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載の取り消し及び損害賠償)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 11 条第 1 項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき

(3) その他、市長が特に広告掲載に支障があると判断したとき

2 市長は、前項各号において広告を中止したことにより、市が損害を受けたときは、当該広告主に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。